

市税條例設定案議決

市民税第一期來月徴収

特別徴収は今月から始まります

地方税法の改正に伴う市税條例設定案を審議する前橋市議會は廿六日開会され、同改正案を議決しました。これにより本年度の市税は同條例によつて賦課徴収され、一般に最も関係の深い市民税は、給與所得者に対する源泉徴収は六月から、一般は七月から第一期の賦課徴収が行われます。新條例にあらわれた主なる点は次の通りです。

課税標準と課率

右により決定した本年度の市税の課税標準及び課率は

市民税

個人 均等割	所得割 (左表の通り)
課税標準額	税率
一万円未満	四・〇%
一万円以上	四・二
二万円以上	四・四
三万円以上	四・六
四万円以上	四・八
六万円以上	五・〇
八万円以上	五・二
一〇万円以上	五・六
一四万円以上	六・〇
一六万円以上	六・六
一八万円以上	七・〇
二〇万円以上	七・四

個人 均等割	所得割 (左表の通り)
課税標準額	税率
一万円未満	四・〇%
一万円以上	四・二
二万円以上	四・四
三万円以上	四・六
四万円以上	四・八
六万円以上	五・〇
八万円以上	五・二
一〇万円以上	五・六
一四万円以上	六・〇
一六万円以上	六・六
一八万円以上	七・〇
二〇万円以上	七・四

固定資産税

時價の百分の一・六
①時價の評定決定は本年九月三十日までになされます。
②第一期より第三期までは昨年分

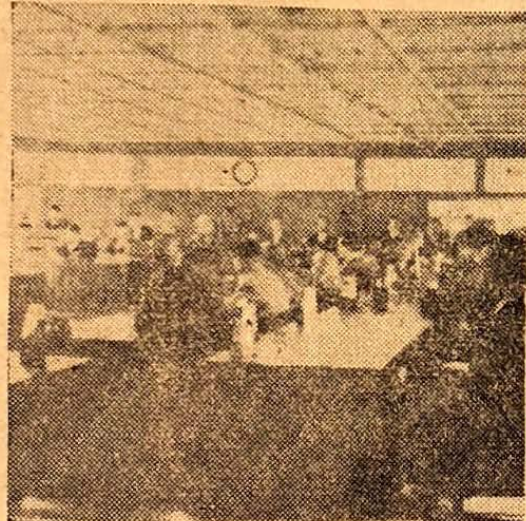
前橋市公報

第十六号

発行所
前橋市役所
前橋市柳町1番地
編集
前橋市役所秘書課広報係
発行編集人
松田徳松
印刷所 成立舎
前橋市曲輪町105

市議会議長決定

常任委員会委員もきまる



五月十五日開会の初市議会議場

市議會議員選挙後の初市議会は、五月十五日午後二時十五分、分室で開会、全員出席の上、市長、議員小口徳松氏を臨時議長として、臨時の抽籤を行い、小口氏を議長として、議長選挙に入り、議長

同議左記により仮算定税額で賦課され、第四期(十二月中)に於て決定税額との差額を算定します。

土地 畑 同 千八十倍
その他 同 九百倍

自轉車税

①一級用車及び婦人用車年額二〇〇円

②普通用車年額一〇〇円

③軽便車年額五〇円

荷車税

①荷車年額八〇〇円

②荷車大車(荷積尺積四坪以上)

主なる改正点

今回の主なる改正点をあげますと次の通りです。

1、法人税割(個人の所得割相当)の創設及びその申告納付の点、税額は法人税額の百分の十六

2、特別徴収 給與所得者の市民税の賦課徴収については市長が官公廳、会社等を指定して給料

3、使用者に課する固定資産税の廃止

4、償却資産の免税点の引上げ(現行一万円を三万円に)

5、納期前の納税と報奨金(納期前の税金(次の納期以降の税金)を前納した場合には税金の百分の一(旧千分の五)に所定納期までの月数を乗じた報奨金を交付します。

6、災害、盗難、疾病、業務を廃止又は休止したときは一年以内の期間を限つて徴収を猶予することができまう。

7、臨時のものを(チラシ、ポスター等)千個又はその端数について年額五〇円

8、接客人税 一人一月一〇〇円

9、電気ガス税 料金の百分の十

10、廣告税

11、五月納期のもの(立植、看板等)一坪又はその端数について年額三〇〇円

12、臨時のもの(チラシ、ポスター等)千個又はその端数について年額五〇円

日開休会、十九日午後二時二十分から継続市議會を開会、各常任委員会委員長ほか各委員、会計検査員會議員を次の通り決定。皇太后陛下崩御の弔辭奉呈を決議、案文は正、副議長に一任して同日三時十五分散会しました。

常任委員会委員
△総務委員会(長) 永井一作、(副) 深町牧太、(委員) 山上陶、船津祐一、山形三郎、大島松三、小野里光明、小口徳松、中島英助

△教育(長) 荒木サダ、(副) 阿部豊四郎、(委員) 船津祐一、信沢忠八、小口徳松、小山清、後藤仙鳳

△保安(長) 植木仲次郎、(副) 山形三郎、(委員) 三森松三郎、目崎福三、阿部豊四郎、北村直次郎、深町牧太

△商工(長) 山本一郎、(副) 白石神太郎、(委員) 栗原誠一、目崎福三、細井芳平、小野里光明、立田清治

△建設(長) 池田貞教、(副) 林仁八、(委員) 三森松三郎、白石神太郎、新藤多美雄、大島松三、佐藤新一

△厚生(長) 長瀬和子郎、(副) 後藤仙鳳、(委員) 佐々木辰男、荒木サダ、西村徳三郎、佐藤新一、堀田道宣

△衛生(長) 立田清治、(副) 佐々木辰男、(委員) 山上陶、植木仲次郎、林仁八

△財務(長) 栗原誠一、(副) 中島英助、(委員) 長瀬和子郎、山本一郎、泉野卯太郎、栗屋喜太郎、堀田道宣

△会計検査員會議員、山上陶、泉野卯太郎、堀田八起、新藤多美雄、北村直次郎

「代表機関として

農業委員会を新設

市は七月・縣は八月委員選挙

農家の方々の

農地、農業調整、農業改良の三委員会を一本に統合した農業委員会が四月一日から実施され、市に農業委員会が設けられることになりました。市農業委員会の委員選挙は七月二十日、縣農業委員会は八月廿一日に選挙されることになりました。選挙については更に詳しくお知らせ致しますが、農業委員会法目的、委員会の行う事務その他についてお知らせします。

目的

農業委員会法目的は農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、農民の方々の代表機関として設けられるもので、農業委員会法の発足から、後退されるとき論議するのは大きな要りです。そして委員会の組織は、今までと異なり、階級別はなく、会長以下十五名の委員より成り、このほか選挙された委員の過半数が推薦したもので、しかも市農業委員会の所掌に属する事項につき学識、経験を有する者五人以内を委員として市長が選任することが出来ます。委員会

所掌 事務は、執行機関としてこれまで農地委員会が行つて來

- ①自作農の創設及び維持に関する事項
- ②農地の利用関係の調整に関する事項
- ③農地の交換分合等、自作農創設特別措置法、農地調整法、土地改良法、その他の法令によりその権限に属させた事項
- ④農地の開発改良保全、その他土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化、農業技術の改良、経営の合理化、農民生活の改善等総合計画の樹立及びその実施について市長に建議し、市長の諮問に應じ答申することが出来ます。

競輪住宅の貸付

今月いよいよ申込受付

本市の昭和廿五年度競輪住宅五十戸は國庫補助住宅として追加割当がありましたので、岩神町、新町、高田町等に建設中であります。たがい、いよいよ近々完成します。この受付を今月六日から八日まで行い、二十日頃には入居の予定で、申込用紙を一日から四日まで交付します。詳細のことについては、各町駐在員、新聞廣告等でお知らせしますが、右のうち第一次入居の分は四十戸（岩神町、新町）で、他は幾分遅れます。

- | A型 | B型 | C型 |
|-------|----|----|
| 岩神町 六 | 八 | 八 |
| 新町 二 | 三 | 五 |
| 高田町 八 | 八 | 一 |
| 計 二六 | 一九 | 一四 |

親善の松苗植付

シヤトルから三十本

日米親善の松苗三十本の植樹が先月十日行われました。これはシヤトルの日本市長松田君・ハイドン氏から連合軍最高司令部を通じて日本の縣廳所在地の各市へ送られたもので、本市に對してもボンデローシヤ松の苗三十本贈られましたので取敢えず水道水源地に植樹しましたが、これは葉は三針であり將來直径一米以上になるもので市ではシヤトル市民の御厚意に感謝しております（土木課）

初夏の夕に名曲を

第二回レコードコンサート

市立図書館では、総司令部民間情報教育局の厚意によりCIEレコードを毎月定期的に同局から市に貸與されることになりましたのでその厚意に感謝し、早速第一回のレコード・コンサートを先月十日

6.7月の競輪

六月の競輪は、梅雨等の関係で考慮して五月二十五日から二十七日までを第一節、六月一日から三日までを第二節として実施しましたが、七月は七、八、九の三日間を第一節、十四、十五、十六の三日間を第二節として行予定す（商工課）

今月の暦

四日ムシ雨予防
月曜、六日亡種、十日時の記念日、十二日入梅、十九日夏至、二十日夏至

両選挙の投票率

各町別に見た成績

四月二十三日と同月三十日に行われた二つの選挙、市議会議員と縣議会議員の選挙は、前者は九三%、後者は八五・一〇%という好成績を収めたが、市選挙管理委員会に調査した各町別投票成績（百分比）を示すと次の通りです。

天川町	九四・六三	八〇・一六
百軒町	九一・七七	八一・七二
大塚町	九三・〇三	八六・六九
芳町	九四・〇三	九一・三八
荳町	九五・〇五	九〇・五八
榎町	九五・六四	九四・七〇
紺屋町	九五・五一	九一・八九
桑町	九三・八八	七九・二二
横山町	九五・五三	八六・九一
立川町	九一・四四	八二・六九
堅町	九一・六九	八四・九八
北曲町	九三・〇三	八七・八四
片貝町	九三・五九	八八・二二
南曲町	九〇・五二	八二・八三
石川町	九一・一一	八二・六五
堀川町	九二・二五	八四・八六
田町	九三・三一	八八・六二
蓮蓬町	九一・八八	八七・一五
本町	九一・五二	八六・一四
相生町	九三・〇七	八五・〇二
田中町	九三・〇七	八五・〇二
片貝町	九三・五九	八八・二二
細ヶ沢	九二・〇八	八一・九七
小柳町	九四・〇二	八七・九八
二毛	九三・六二	八八・一五
二毛	九四・九三	八九・五二
栄町	九四・二九	九〇・六六
諏訪町	九八・〇〇	九二・九九
31番主寺	九一・六四	八三・五七
32番主寺	九二・六二	八五・五〇
33才川	九三・九六	八七・三二
34才川	九四・三三	八六・三五
國領町	九一・八〇	八四・五一
萩町	九四・四六	九〇・九八
平町	九三・〇三	八七・八四

齒を健康に

口腔衛生週間が
開始されました

無料相談所も開かれます

今月四日のムシ歯予防デーを中心
 に、今年も一日から七日まで口腔
 衛生週間が行われます。これは口
 腔疾患、特に歯そのものの等
 夢延が著しく高率を示し、益々増
 加の一途にありますので、口腔疾
 患の予防並びに早期治療を普及徹
 底させるために行うものであり、
 期間中本市でも歯科医師会が中心
 となつて次の通り週間の趣旨の普
 及と講演や、無料相談を行います
 即ち

▽群馬縣齒科医師会前橋支部では期間中、自動車を使用して〃口腔保健について〃街頭講演を行う。

▽期間中各歯科医院を開放して
歯科衛生の無料相談所を開設
▽市内各学校の保健主事と養護
教諭に対し、口腔保健につい
て、講演を行い、指導する

▽市内各学校に於て幻燈会を開き、〃口腔保健について〃講演する

ことになつておりますから、ムシ歯その他歯の疾患でお困りの方は無料相談を御利用になるよう、又よく講演をなさ、歯についての知

腸チフス予防
接種実施

今年はいよいよ傳染病流行季に入りましたので、市では腸チフス予防接種を先月二十日から開始し、今月十日までに各町でそれ〴〵期日を定めて行いますから該当の方は一人ももれなく接種を受けて、恐ろしい病氣を防ぎましょう。接種の対象となるのは

◇初回免疫（三回接種を受ける）

人）昭和二十二年六月一日から二十三年四月三十日まで間に生れた者

◆追加免疫（一回だけ接種を受ける人）明治二十四年五月一日から昭和廿二年五月末日までの間に生れた者（但し腸チフス若しくはバラチフスにかかつてゐる人又はかかったことのある人については、保健所長の証明書により免除）

以上の通りですが、接種を受ける時は、通知書を必ず持参することを要し、費用は初回免疫一名に付二十五円、追加免疫一名に付十円を徴収、指定された学校事業所ではその学校、事業所で別に行ふことになつて居ります。（衛生課）

每戸に衛生巡視表

環境衛生の改善に重点

恐ろしい傳染病を予防し、一家揃つていつも健康で、明らかに暮らすには、家の内外を清潔にして、病菌の傳染する余地をなくすることです。このため市では環境衛生の改善ということに重点を置いて

五月から市内各戸に衛生巡視家を配布し、各町衛生班長、同補助員の方々に、毎月二回巡視して頂くことになりました。巡視の要点は勝手、井戸、便所、下水、ゴミ箱の状況、清掃の状況、食前の

今月の體育行事

▽上旬日 実業軟式野球創橋本市予選
 ▽二、三日日 第三回関東建設野球
 (以上公園球場)
 ▽三日日 軟式卓球縣下選手権大会
 (前高校)
 ▽二十三、四、五日 都市対抗野球
 縣下大会 (公園球場)

公園に動物園



市で建設を計画していた公園内動物園はサル的小屋が出来上り、先日八匹のサルがお目見得して人気を集めて居ります。このサルは右

危險な路上遊戲

手洗、用便後の手洗等八項目で、各班長が巡視の際に、それぞれ点数に應じて優、良、可、の三段階に分けて総評を記入しますから、これが、いつも一〇〇点の優であるよう心掛けて頂くよう希望いたします。(衛生課)

交通事故を防ぎましょう

路上で遊んだり、車の前後を不注意に横断したりすることは、交通事故の大きな原因となりますが、縣下の交通事故は昨年一ケ年で三九一件、死亡者五三人、傷者三八一人を出し、このうち路上遊戯二八・五%、車の直前直後の横断二

▽殉職年金＝公務上の傷病で死亡された方の遺族及び公務執行中空襲等により死亡せられた方の遺族

届出の手続方法等については縣の世話課が市役所にお問い合わせ下さい（厚生課）

舊陸軍共濟組合

年金受給者へ

赤城山へ
市民ハイキング

前集合、往復共にバスを利用して大洞で宝さがしなどがあり、雨天の際は二十四日に延期します。なお前橋帰着は午後六時半の予定

(園工課)

市稅納期

期(六月以降の分)は次の通りです
 ▼六月固定資産税 二期▼七月市民税第一期▼八月固定資産税第三期▼九月市民税第二期▼十月同第三期▼十二月固定資産税第四期▼一月市民税第四期▼毎月電気ガス税、接客人税▼随時廣告税(第二種第四号以外のもの)

法律相談所

土曜日の午後一時から四時まで、市立図書館内で法律相談所を開設し、一般市民の皆さんの法律に関するいろいろな御相談に應じて居りますが、相談は一切無料で、六月は次の通り開設いたしますから御利用願います。

二百、九百、十六日、二十三日
三十日（教學課）
—

國際連合

—(★)—
全世界の恐怖からの自由と侵略からの自由を守るため今大きな活動をしているものゝそれが國際連合です

方

皆さんの御利用をお勧めします

太防衛、第四組會長関矢満吉、四六候黨不組會長高橋孫市、芳町第九組會長西沢梅蔵、巨匠町第二組會長軍司俊茂、立川町組會長外山龜雄、南曲町町第一組會長荒井長重、諏訪町喜樂會組會長松井三郎（花橋課）

狂犬病と犬の登録

吾等関東地方各地に狂犬病が頻発して、しかも野良犬や予防注射をしない無鑑札犬が未だに横行している現状はなげかわしいことです。

兎月の登録にもれた犬や予防注射済みの犬は早く届け出て、犬は必

（一課）

七月一日現在で行う

井戸水に注意しましょう
井水検査に現われた不良井戸

火の始末は忘れずに

幸い大きい火災は起りませんが、それでも今年の一月一日から五月十八日までに三十一件の火事がある。

赤痢、疫痢、チフス、日本脳炎の流行期に入りました。傳染病ばい介をするハエ、蚊、ネズミノミ等を早く退治しましょう。

(衛生課)

ると驚く。なかむ三十九万七千
という莫大な損害を見積られて居
りますから、火事は本当に恐ろし
い事です。なおこの火事を月別、

第一回の指導者講習會

市内の子供会は一〇六団体、会員数一〇、二〇〇名に達していますが、社会教育活動の団体としてその奮進の向上をはかり、充分の指導訓練を行いよい指導者を養成するために前橋市と群馬縣教育委員会共催で第一回の指導講習を行うことになりました。期日は六月七日、八日の二日間で、第一中学校図書室です。市では関係省の多数の参加をのぞいて居ります。(教育委員)

六月十日
は時の記
念日です
▼いつも
のことな
がら、時
間も遅れることは少しも怪し
めない有様なのは困つたもので
つたり、朝寝坊となつたり▼
に日本時間と言われる通り、冬
会合や約束ごとまでが三十分あ
るという観念からツイ夜ふかしと

